

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

特定非営利活動法人 全国地域生活支援ネットワーク
理事長 水流 源彦



1.設立年月日:平成17年2月25日

2.活動目的及び主な活動内容:

当法人は、「ユニバーサルな支援による、ともに生きる社会づくり」を目指している。その実現のために、地域生活支援をより一層推進し、全国の当事者や事業者、行政、政治など、関係者の横のつながりを深め、国民的な理解と共感を広げられるよう活動を展開していきたい。そして、「ひらかれた議論」と「パートナーシップ」を基本とした新しい運動体として社会の中でその役割を担い、全ての人とともに生きる社会をつくることを使命とする。

【主な活動内容】

- ・ 地域福祉に関わる情報の収集及びその公開と発信
- ・ 地域福祉に関わる調査研究及び政策提言
- ・ 地域福祉に関わる人材育成、事業所運営支援
- ・ 地域福祉に関わるイベント等、普及啓発

3.加盟団体数(又は支部数等):30団体(令和5年7月時点)

4.会員数: 3,532(令和5年7月時点)

5.法人代表: 理事長 水流 源彦

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

【総論】

今般、物価高騰や一般企業の賃上げが急速に進んでおります。それらの状況を鑑み、障害があっても誰もが地域で安心して暮らすことの出来る社会の維持・実現、そのための福祉資源の人材の確保・定着、そして今後障害福祉サービスを持続可能なものとするためには、業界全体で、他産業等との人材獲得競争に耐えうる給与水準を確保することが不可欠です。このことから、公定価格である障害福祉サービス等の報酬の抜本的な底上げが最重要であると考えます。

こうしたことを前提に、障害のある児者が地域生活を持続し、特定の生活形態を強いられない支援体制を構築するために以下のような観点から障害福祉サービスの報酬改定を要望します。

1. 地域生活の安心の担保と地域移行の促進について

- 1-1. 「緊急時の支援」と「地域移行」を中核的担う地域生活支援拠点の充実を求めます。(視点1,2)
- 1-2. 相談支援体制の強化整備に向けて新たな報酬算定と請求事務の簡略化を求めます。(視点1,2)

2. 重度障害児者の地域生活支援の充実とインクルーシブな地域社会の構築について

- 2-1. 強度行動障害児者支援の重点強化を求めます。(視点2)
- 2-2. 医療的ケア児・者がより一層地域で暮らすことのできる体制整備を求めます。(視点2)
- 2-3. 障害のある子もない子も共に育ち、暮らすことのできる支援体制の拡充を求めます。(視点2)

3. 持続可能な障害福祉サービスを提供するための財源の確保と業務の負担軽減・効率化について

- 3-1. 食事提供体制加算・補足給付及び利用者負担の再設定を求めます。(視点2,3)
- 3-2. 障害支援区分認定項目の現状に合った見直しを求めます。(視点2,3)
- 3-3. ICT導入推進のための財政的支援を求めます。(視点4)

1-1. 「緊急時の支援」と「地域移行」を中核的担う地域生活支援拠点の充実を求めます。

【意見、提案の内容】

- 各都道府県等(全国50か所程度)に、市町村や他の地域生活支援拠点等に助言・指導を行う機能を有するとともに、「緊急対応・緊急を見据えた平時の対応」及び「地域移行」の二つの役割をしっかりと担うことのできる規範となる地域生活支援拠点等が進むような支援策を求めます。
- 地域生活支援拠点等の充実のため、財源の確保、およびコーディネーターの複数配置(地域移行支援担当、平時・緊急時対応担当)を求めます。
- 地域生活支援拠点としての指定基準・人員基準を新設し、柔軟なサービス提供を可能にしたうえで(面的整備は引き続き加算で対応する)、サービスの質について第三者評価機関の育成と導入を通じて評価する体制の整備を求めます。
- 地域生活支援拠点等のコーディネーターと連携する施設・事業所の報酬上の評価を求めます。
※コーディネーターと連携している「地域移行支援を進めている施設・医療機関」「親亡き後の準備をしている事業者」「地域移行後の重度障害者の支援を行う介護事業者」等が考えられます。
- コーディネーターの質の担保のため、国による指導者養成研修、都道府県による養成研修を実施、および、良質な実践を全国展開するための仕組み(アドバイザー派遣等)の推進を求めます。

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 誰もが望む地域で暮らせる社会に向けて、障害者の施設・医療機関からの地域生活への移行、親元からの自立をすすめるため、地域生活支援拠点等の充実を図ることが必要です。

1-2. 相談支援体制の強化整備に向けて新たな報酬算定と請求事務の簡略化を求めます。(視点1,2)

【意見、提案の内容】

- 病院からの医療的ケア児・者の退院支援についても地域移行支援として対応が出来るよう対象者の拡大が必要です。サービスの質としては、第3者評価機関の育成と導入による事業所への評価を求めます。

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 要医療児者支援体制加算がある一方、実際には医療的ケア児・者の退院に向けた支援に対する報酬はなく、上記のような障害福祉サービス利用に至らないが対応に必要なケースは市町村地域生活支援事業で対応することが多い状況です。そのため、地域の指定特定相談支援事業所が当該児・者にかかわる機会は減り、市町村地域生活支援事業を受託している事業所にその業務が集中してしまう結果、地域での受け皿が広がっていません。
- サービス提供時モニタリング加算の対象を福祉事業所以外にも拡大して請求できるようにして医療・保育・教育機関等連携加算を廃止する、指定特定相談支援事業、一般相談支援事業、自立生活援助事業を一体的に運営している事業所に包括的事業所として加算等をつけるなど請求事務の簡略化と見直しが必要です。

2-1. 強度行動障害児・者支援の重点強化を求めます。

【意見、提案の内容】

- 強度行動障害支援者養成研修のフォローアップ研修の義務化と、管理者・運営者に対する意識調査及び実態把握を求めます。
- 行動関連項目10点以上の一律の加算ではなく、行動関連項目の点数・受け入れ人数に応じて加算の区分を設け、受け入れの拡充を図ることを求めます。
- 65歳以上又は障害支援区分4以上の利用者が、グループホームで安定した生活を送るために日中支援加算Ⅰで土曜日・日曜日・国民の休日(祝日)も算定可能とすることを求めます。

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 強度行動障害児・者の受け入れにあたっては、ハード面の環境整備以外にも、支援者のスキルも大きく関係します。強度行動障害支援者養成研修は受講人数が増え、支援手順書を使った支援方法が確立してきた一方で、肝心の受け入れ事業所は増えず、そのしわ寄せは困難ケースにも対応する一部の事業所に偏り、さらに支援が困難化しています。そのため、座学研修だけではなく、より実践的な研修が必要です。
- 現場ではスタッフの疲弊が募り、退職者が増え、人手不足が深刻になり、ますます強度行動障害者の受け入れが難しくなるという悪循環が生まれています。地域に強度行動障害児者のコーディネーターを配置し、本人・家族支援だけではなく事業所への支援が必要です。
- 強度行動障害として判定されるのは行動関連項目が10点以上の場合です。その中にも点数のばらつきがあります(10点の人から20点以上の人まで)にも関わらず一律に重度障害者支援加算Ⅱが設けられています。

2-1. 強度行動障害児・者支援の重点強化を求めます。

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 支援度の高い人へはマンツーマン支援が必要となることが多く人員が不足する傾向があります。また効果的な支援とされる物理的な構造化は、多大な費用が要します。また、年単位での長期的な支援(人的・環境的両方とも)が必要なことが多い傾向にあります。
- 共同生活援助では土曜日・日曜日・国民の休日(祝日)では日中支援加算Ⅰの算定は出来ません。週末・祝日の日中以外でもそもそも日中の時間帯は職員が不在のことが多く、週末・祝日の日中帯の職員配置には加算がないため人員の配置が難しい状況です。

2-2. 医療的ケア児・者がより一層地域で暮らすことのできる体制整備を求めます。(視点2)

【意見、提案の内容】

- 生活介護事業所に医療連携体制加算と介護職員等による喀痰吸引等業務の加算の新設を求めます。
- 医療的ケアに対応できる人材の確保及び養成のための研修の見直しを求めます。(介護職員等喀痰吸引研修の1・2号研修の研修科目の免除と医療的ケア児支援従事者養成研修の研修科目とのすり合わせ等)

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 生活介護には医療連携体制加算が算定されません。
- 常勤看護職員等加配加算(Ⅲ)はあるが、職員を雇ったとしても当該職員がいないときには算定が出来ません。
- 介護職員等による喀痰吸引等業務は拡充している。
- 障害支援区分6でも、医療的ケアの濃度によってその支援度などはかなり幅があり、本人の状態像に合わせて別途スコア化して加算を算定する必要があります。

2-3. 障害のある子もない子も共に育ち、暮らすことができる支援体制の拡充を求めます。

【意見、提案の内容】

- 小学校時は、インクルーシブの視点からも障害児も放課後に学校などの居場所の確保や学童保育等での保育、塾や習い事なども含め保育的、養護的福祉による給付のように社会的に負担するのか、学習など自己負担でのサービスなのかを明確にし、本人のニーズと共生社会として価値観の観点で支給を分ける必要があります。
- インクルーシブな育ちと学びを推進するために重要な保育所等訪問支援において、家庭や関係機関等と更に連携できるための体制整備が必要です。

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 保育所等訪問支援においても、関係機関との連携が重要であるが、保育園や学校等の個別支援会議に参加しても報酬上の評価がありません。
- 保育所等訪問支援において、家庭自体に支援が必要な場合、役所や関係機関とやりとりが多く、時間を要するが報酬上の評価がありません。
- 保育所等訪問支援において、家庭連携加算は、家庭訪問が求められているが、電話や来所、ビデオ通話などでも算定できると、より家庭との連携を図ることが可能になります。
- 保育所等訪問支援において、保育園や学校へ本人が出席していないとサービス提供できないため、本人が不登校、行き渋りなどがあつた際に続いてサービス提供ができない状況です。

3-1. 食事提供体制加算・補足給付及び利用者負担の再設定を求めます。

【意見、提案の内容】

- ・ 食事提供体制加算、補足給付及び利用者負担額等を再設定することによる、地域生活への移行支援、地域生活支援拠点等の充実のための予算の重点配分が必要です。

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ 食事提供加算、補足給付は施設サービスを利用している人にものみ算定されるため、居宅でのサービス利用や施設サービスを利用しない人との間に不公平なものとなっています。また、利用者負担については、障害基礎年金等のみの低所得者にはさらなる所得補償こそ必要であり、一定の配慮をしつつ、制度持続性のため負担を求めることも必要です。

3-2. 障害支援区分認定項目の現状に合った見直しを求めます。

【意見、提案の内容】

- ・ 制度創設から10年が経過した障害支援区分の認定調査項目が現状に合ったものになるよう、また高次脳機能障害等の適切に評価が行われづらい状態像の人たちの判定ができるように見直すことが必要です。

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ 現在の障害支援区分認定では、高次脳機能障害のある人に対する現実にある高い支援の必要性を評価しきれないため、新たな基準や行動関連項目の設置が必要です。

3-3. ICT導入推進のための財政的支援を求めます。

【意見、提案の内容】

- 業務効率化、業界の魅力向上のために、ICTツールの導入がスピード感を持って推進されるような取り組みが必要です。

【意見・提案を行う背景、論拠】

- 業務改善や利用者の処遇改善にICTを活用している際に報酬上評価する仕組みが必要です。(デジタル記録で業務日誌やケース記録、強度行動障害の行動改善に活用すれば評価する等)
- ICT導入時のみ補助金を支給する仕組みが必要です。
- 身体的介護負担経験については、怪我による離職につながる為に器具等の補助が必要です。
- 多様な働き方や効率化の為、常勤換算で評価する仕組みの廃止が必要です。
- サービス提供実績記録票の利用者確認印を廃止することで、相当な業務の省力化につながります。
- 小規模な事業所では事務を現場職員が抱えていることも多く申請書類等の簡略化が必要です。
- ロボット導入支援助成金は、人材不足や介護負担の解消に繋がるが、介護ロボットの導入に生活介護が対象となっておらず、重心や身体介護の多い事業所でも申請ができるよう対象事業所の拡大が必要です。また、導入しても対象にならなかったり、助成期間外に導入してしまうと対象にならないため、遡求申請が可能としてください。

その他の項目

【人材分野の課題について】

- 外国人人材を障害分野に入れられるよう多様性のある労働制度の創設が必要です。(視点1、2)
- 管理職は特に年数では質が評価できない現状を踏まえ、他業種からの転職を視野に入れた加算制度の検討が必要です。(視点1、2)
- 介護、看護、保育の養成過程において基礎課程を共通化し、一定程度の統合した資格とすることが必要です。(視点2、3、4)

【制度全般の運用方法について】

- 介助等のサービス提供により一般就労、社会参加、移動の制限がないようにし、通所入所の利用ではなく日中の社会参加を推進し、通所等の施設整備や福祉的就労、介護での費用発生を抑制する必要があります。(視点3)
- 国の検討会議や地域の会議等も障害者当事者の出席を義務付けることにより、当事者の意思決定や権利を尊重したものとし、過度なサービスや介護保険などとの制度的不均衡を無くす必要があります。(視点1、3)

【報酬面の見直しについて】

- 障害基礎年金の住居費分を保障し、入所施設でも居室料を徴収できるようにし、施設入所支援の報酬を見直すことが必要です。(視点3)
- 給付費以外でのサービス利用料の徴収を出来るような仕組みを求めます。(外出やスヌーズレンルームの使用、個別ニーズに対する対応といった通所、入所系事業所で提供する付加的サービスについて、サービス料を追加で費用を徴収できるようにすることで、事業所の裁量を大きくする等。)(視点1、2、3)

現場で工夫している事例について

【事例1】強度行動障害者支援について(視点1関係)

- 環境調整という課題があるが、通所事業所・共同生活援助では、環境整備(例:防音・壁の補強・強化ガラス・必要最低限の物の配置・浄化槽の蓋の固定・ガスボンベ収納等)をすることで物損抑制・衝動欲求の軽減につながり、物品を破壊できないように環境調整を行い刺激を軽減することが出来た。本人に係わる刺激が軽減することで、本人の心身ともに安定することで自立した生活の選択の幅が広がった。
- 支援の質の向上の難しさという課題があるが、地域で長年強度行動障害児者の支援をおこない、精通している者に研修・指導を依頼し、興味関心を持つ事業所・職員が増え、かつ強度行動障害の理解や支援の質の向上に繋がった。

【事例2】医療的ケアを要する児者への支援について(視点1、視点2、視点4関係)

- 相談支援を利用することにも体調不良のリスクや外出準備に時間・労力がかかるという課題があるが、相談支援事業所でオンライン面談を導入し、外出準備の時間・労力等が軽減され、かつ親子の様子が確認でき、自宅からでも困りごと・不安などの相談することへの家族の物理的な負担の軽減に繋がった。
- 人材確保(特に常勤看護師)という課題があるが、医療的ケアを要する者が利用する事業所において、介護職員に指定喀痰吸引研修を実施し、医療的ケアに従事することで、安定して人材を確保することが出来ている。医療的ケアを要する児者の受け皿にも繋がり、かつ日中活動や外出支援や仕事の提供によるQOLの向上に繋がった。
- 医療的ケアを要する児者の事業所等受け皿の少なさの課題があるが、人口1.9万人の町で「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」を設置し、定期的に検討したことで、I型糖尿病でインシュリン注射を要する児の幼稚園受け入れに対して、当該園が訪問看護事業所と委託契約を交わし、児を受け入れことが可能となった。その後、特別支援学校に通う医療的ケア児学童保育の利用において、協議の場での検討によりスクールバスのバス停を学童保育所前に設置し、県医療的ケア児保育支援事業を活用して訪問看護事業所と学童保育所が委託契約を交わし、再度保育園時代の同級生と地域で育つことのできる場を確保することにつながった。

現場で工夫している事例について

【事例3】福祉人材の確保について(視点2関係)

- 福祉人材の確保という課題があるが、近隣の福祉系以外の大学へ障害当事者が講義に協力し、大学生と障害当事者がテーマに沿ってグループワークを行い、今まで福祉分野に興味が薄かったり無かったりした学生と繋がることで、それをきっかけとして求人応募・採用にも至り、安定して人材を確保することが出来るようになった。
- 福祉人材確保という課題があるが、利用者の保護者または障害児を育てた経験のある人材を雇用したところ、安定して人材を確保できるようになった。また学生のアルバイトも積極的に雇用した結果、近隣の障害福祉サービス事業所に就職が決まり、結果として障害者の地域生活支援のための人材確保につながった。

【事例4】ICTの活用について(視点1、視点4関係)

- 共同生活援助や短期入所では夜間帯業務、ホームヘルプでは日中においても単独での従事となり孤立しがちという課題があるが、ビデオ会議システムを活用し、常時同法人内他事業所と他事業所とオンラインで繋げる取り組みをおこない、夜間の見守り、緊急時や何か困った時に職員が相談できる仕組みを作り、職員の安心感や単独業務での孤立化が改善した。
- 同法人内での他事業所職員との情報共有・コミュニケーションの難しさという課題があるが、法人全体でスマートフォン等でグループウェアを使用することで、情報共有・連携はもとより、事業所内の業務日誌等記録の一元化、請求情報やヒヤリハット・事故報告をすることで業務の効率化が図れ、事務時間を圧縮でき利用者の個別支援に充てることが出来るようになった。また、運営課題の分析や対策も容易にできるようになった。
- 電子請求締切りと給与振り込み日が近く、祭日等が多いと残業時間が過重になるという課題があったが、ICT導入モデル助成金を利用して勤怠管理システムの導入を行い、事務職4名(常勤2名・非常勤2名)で平均168時間を要していた給与計算業務が残業は完全になくなり、事務職員3名(常勤1名・非常勤2名)にて70時間程度になり、電子請求専属で動ける職員が確保できた。また、タイムカードを含めチェックや保管のための印刷物が職員1名に対して5~7枚必要であったものが2枚と軽減し、月300枚以上のペーパーレス化につながった。